

令和 6 年度第 1 回摂津市地域福祉計画推進協議会
議事録

開 催 日 時	令和 6 年 9 月 30 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 20 分
開 催 場 所	摂津市役所 本館 3 階 301 会議室
出 席 者 （委 員）	松木委員（会長）、榎谷委員（副会長）、下村委員、樋野委員、渡邊委員、橋本委員、森山委員、井川委員、望田委員、中井委員、溝口委員、橋爪委員、市川委員
欠 席 者	北岡委員、平田委員、久保田委員、浅岡委員
事 務 局	谷内田部長、由井次長、西村課長、長田課長代理、上野係長、三野主査
オブザーバー	社会福祉協議会 川島課長
議 題	1. 第 4 期摂津市地域福祉計画 進行管理表について 2. その他
資 料	資料 1 第 4 期摂津市地域福祉計画進捗状況報告書（令和 6 年度分）（事前送付）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	資料確認、委員挨拶
会長	1. 第4期摂津市地域福祉計画 進行管理表について 次第に沿いまして、まずは、議題1「第4期摂津市地域福祉計画進行管理表について」のご報告をお願いいたします。
事務局	それでは、「第4期摂津市地域福祉計画進行管理表」に基づいて、内容のご説明をさせていただきます。 地域福祉計画は、市の行政経営戦略の下、高齢者、障害者、児童、また健康増進などの福祉に関わる各分野別の計画の上位計画という位置づけで、地域福祉の観点から共通する理念や方向性を記載しております。 また、地域福祉の中核的な位置づけを担う社会福祉協議会の地域福祉活動計画についても、地域福祉のアクションプランという位置づけで同時期に策定し、一体的に進めております。その関係上、本日配布しております進行管理表の中に、市の取り組みの計画と合わせて、社会福祉協議会の活動計画についても併記させていただいております。ただし、この社会福祉協議会の活動計画については、当協議会の所掌事務の範囲外となりますので、直接の審議対象とはなりませんので、説明等については、省略させていただきます。 なお、第4期摂津市地域福祉計画および社会福祉協議会の地域福祉活動計画については令和2年から令和7年までの6か年の計画となっております。 それでは、議題にそって進行管理表の説明に移らせていただきます。冒頭申し上げました通り、大きな枠組みの中での地域福祉に係るかなり幅広い項目を含んだ計画となりますため、主な部分を抜粋してご説明いたします。 それでは、1ページをご確認ください。基本目標の「1 多様な活動を生み出す地域づくり」の「1 市民主体の地域福祉活動の充実」については、それぞれの団体の抱える担い手不足等、課題が深刻化してきているところもございまして、団体を所管するそれぞれの課で、所管団体との間で担い手不足解消への取り組みの検討や、可能な範囲での事業の廃統合、また、充て職の見直し等を進めております。引き続き、より踏み込んだ具体的な取り組みについても検討して実施していく必要があると考えております。

	次に、民生委員・児童委員について、令和 5 年度には 5 名の方に委嘱を行い、最終的には 119 名となりましたが、欠員の解消には至っておりません。 次に、自治振興課では、地域コミュニティ活性化を目的とした条例制定に向け、庁内で検討委員会を立ち上げ、検討を進めてまいりました。その結果、(仮称) 摂津市協働のまちづくり推進条例の素案を作成することができました。そのほか、自治連合会、老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、市で構成する「つながりのまち摂津連絡会議」の活動として、市役所でつながりの大切さを伝える啓発チラシの街頭啓発を行うとともに、のぼり旗の設置や 2 か所の歩道橋への横断幕の掲示にて啓発を行っております。また、2 月には、地域交流研修会といたしまして、複数の参画団体が共通して持つ課題をテーマにした講演会を開催いたしました。 次に、社会福祉協議会と保健福祉課で、月に 1 回定例の会議を実施し、意見交換、情報交換を行っております。 続きまして、2 ページは、社会福祉協議会の地域福祉活動計画となります。こちらについては、先ほど申し上げた通り、この場での説明は割愛させていただきますので、また、内容のご確認をお願いいたします。 続きまして、3 ページ、「地域の担い手の確保」の「①現役世代への働きかけと担い手の負担軽減」についてです。先ほど、申し上げた通り、各団体間での負担軽減に向けた取組みを、それぞれ団体とその事務局で進めているというところでございます。引き続き、現役世代が地域活動に参画しやすい仕組みづくりについても検討してまいりたいと考えておりますが、令和 5 年度においては、具体的な取組みの実施に至らなかったところでございます。 続きまして、5 ページの「3 地域福祉団体等への支援」といたしまして、「①地域情報の発信」について、でございます。ホームページを活用した団体紹介を継続しながら、地域福祉通信、地域福祉団体の広報誌による周知に取り組みました。自治振興課において、市内イベントの情報発信サイト「イベントナビ」を立ち上げ、更なる情報発信の強化に取り組んでいるところです。 次に、「②自治会や校区等福祉委員会等を中心とした地域活動への支援」といたしましては、引き続き、6 つの校区（地区）連合自治会に地域活性化事業補助金を交付し、地域の「美化活動」や「防犯・防災活動」等の事業の実施に繋げたほか、校区等福祉委員会の地域活動を支援するため、校区等福祉委員会に補助金を活用いただいております。令和 5 年度には、サロン・リハサロンについて、コロナ禍で中止となっていた校区も再開することができました。引き続き、地域福祉の活動を発展させるため、支援を行ってまいります。 続きまして、7 ページをご覧ください。「4 活動の場づくり」の「①活動の場の
--	--

	整備等」についてです。活動の場は、市内にたくさんございますが、ここで取り扱うのは地域福祉活動拠点という名称で整備されている活動の場についてです。 まず、社会福祉協議会が入る地域福祉活動支援センターを利用する地域福祉推進団体登録数は、1 団体増えて 16 団体となりました。 また、市内 4 か所の活動拠点を管理する校区福祉委員会を所管する社会福祉協議会と常に連携をとらせていただいております。各施設が活動の場として利用されるように、安心安全に利用されるような改修箇所の把握、そして、修繕を行ってまいりました。 続きまして、8 ページ、ここから基本目標の「2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築」の項目に移ってまいります。今までも地域共生社会や包括的支援体制の整備など、福祉に関わっておられる方でしたら、聞きなじみのあるフレーズかと思います。今、相談窓口が連携をして複合的な課題に対して解決していくための重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制づくりを進めています。令和 5 年度には、地域福祉を推進する中心的役割を担う社会福祉協議会とともに、摂津市版の重層的支援体制の整備に向けた取組みを検討するため、相談窓口の担当者を集めた包括的な支援体制構築のための相談支援体制推進ネットワーク会議を 3 回開催しました。また、令和 6 年度より「摂津市重層的支援体制整備事業への移行準備事業」の実施を決定し、更なる連携体制の構築に向けた取組みを進めているところでございます。 続いて、9 ページをご覧ください。「2 相談者等の立場に立った情報提供」の「①相談窓口の充実」についてです。様々な相談機関が独立することなく相互に連携し、課題を共有していくような体制づくりを進めたいと思っております。 次に「②効率的・効果的な情報発信」は、それぞれの課が実施する事業についてターゲットごとに情報発信のツールを使い分けて必要な啓発を行ってまいりました。広報紙やホームページ、LINE、地域福祉通信、また、市民課横の電光掲示板など、年代ごとなど、必要性を見極めて使い分けをしながら情報発信を取り組んでいくということを意識して行っております。 続いて、11 ページをご覧ください。「3 支援体制の充実」の「①コミュニティソーシャルワーカーの活動」についてです。様々な福祉課題や地域の心配や困りごと、悩みごとの解決に向け、社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを 3 名配置して、事業を行っております。令和 5 年度から、重層的支援体制の整備を進めることを踏まえ、より市と社協とが情報共有しながら綿密に連携していけるよう、補助事業として実施していたコミュニティソーシャルワーカー事業を、委託事業として実施することといたしました。令和 5 年度において、コミュニティソーシャルワーカーへの相談が 92 件あり、そのうち、50 件を解決いたしております。解
--	--

	決に時間を要するケースが非常に多く、個別支援に関するケースワークの手順の徹底や、市と情報共有しながら質の向上に向けて務めていく必要があると考えております。 次に、「②DV・虐待防止の取組みの充実」といたしましては、人権女性政策課で、DV 防止ネットワーク会議や、虐待等防止ネットワーク会議を開催し、情報の共有や収集、連携の強化等を行っております。 他には、高齢介護課の高齢者の虐待防止ネットワーク、障害福祉課の障害者の虐待防止ネットワーク、こども家庭相談課の要保護児童対策地域協議会など、それぞれの分野でネットワーク会議を開催し、情報共有及び連携を図っている行っているところです。今後も、それぞれがぶつ切りの会議にならないように、相談機関内で連携して取り組んでいきたいと思っております。 次に、13 ページの「権利擁護の推進」についてです。成年後見制度の利用促進計画に基づくものであり、成年後見制度のパンフレットを作成し、市役所窓口や講座において、配布いたしております。そのほか、「高齢者」は高齢介護課、「障害者」は障害福祉課を窓口とし、相談業務を継続いたしております。令和 5 年度の新たな取組みとしまして、成年後見制度についての個別の相談会を 2 回実施し、4 人の方が参加されました。 続きまして、15 ページ、ここから基本目標の「3 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり」の項目についてです。こちらにつきましては、健康づくりの個別計画である、健康せつつ 21 に関連する項目になっておりまして、個別の進行管理については、個別の計画にそれぞれ協議会があり、そこで協議いただいております。そのため、ここでの説明については省略をさせていただきます。 次に、17 ページの「2 高齢者が安心して暮らせるまちづくり」についてです。こちら、先ほどと同様に個別計画の協議会で、進行管理を行っておりますので、割愛させていただきます。 先に進んでいただきまして、19 ページをご覧くださいませでしょうか。「3 社会的孤立や貧困をつくらないまちづくり」でございますが、この社会孤立や貧困をつくらないまちづくりについても、大きく重層的支援体制整備事業と関わっておりますので、その取り組みを記載しておりますが、内容は、先ほども申し上げました 8 ページにあります「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築」の「関係団体、機関のネットワーク強化」と同じものとなっております。そのほか、安否確認のネットワーク会議を通じて、各部署の安否確認に対しての対応状況や、発生件数等の共有を行っております。 次に、同じく 19 ページ下段の、「地域再犯防止計画」について、でございます。何度も同じ説明の繰り返しとなってしまいますが、再犯防止の取組みは、保護司会
--	--

	が先頭にたって進めていただいております。過去に犯罪や非行をした人が地域社会の中で孤立しないように、市内 19 団体で構成する社会を明るくする運動を実施し、地域全体で、理解促進のための取組みを実施しています。令和 5 年度については、街頭啓発にてチラシ、ポケットティッシュ、そして、うちわの配布を行いました。また、7 月には摂津市民文化ホールにて「市民のつどい」を開催し、社会を明るくする運動の趣旨を広く周知いたしました。 それでは、続きまして 21 ページの「4 障害のある人に寄り添ったまちづくり」、こちらも計画個別の協議会の中で協議いただいている内容になりますので、ここでは省略させていただきます。 次に、22 ページの「5 子育てしやすいまちづくり」です。こちらも計画個別の協議会の中で協議いただいている内容になりますので、ここでは省略させていただきます。 続きまして、24 ページの「6 人権を守るまちづくり（男女共同参画基本計画・人権行政推進計画）」に基づいた取組みについてですが、こちらも計画個別の協議会の中で協議いただいている内容になりますので、ここでは省略させていただきます。 続きまして、25 ページの基本目標の「4 安心してらせるまちづくり」についてです。こちらは地域防災計画に基づく取組みになりますが、「④災害ボランティアセンターの常設化」について、その取組みをご説明いたします。過去から継続して、社会福祉協議会と市との間で、必要性や詳細について議論を進めておりまして、引き続き、必要性や詳細について議論を行ってまいります。社会福祉協議会で行う災害ボランティアネットワーク会議に関しては、市も参画して、災害時の対応等について情報交換を行っております。 最後に、25 ページの「2 防災対策の充実」について、でございます。犯罪の発生を減らす取組みは、福祉に関する施策で重要な取組みでありますことから、その取組みをご説明させていただきます。防災危機管理課では、防犯灯を適切に維持・管理しながら、新たに 20 灯設置するとともに、既に設置しております 6 灯の防犯灯の照度アップを行いました。啓発活動としては、パンフレットの配布や、小学校区ごとの見守り活動を行っております。教育政策課では、公用車で移動中における見守り活動、日本郵便による配達時における見守り活動を実施しました。また、高齢介護課では、高齢者の特殊詐欺の被害の未然防止の取組みとして、ライフサポーターを通じて 75 歳到達者へのチラシの配布を行い、啓発しています。そのほか、民生委員・児童委員にも、一人暮らしの高齢者の方への訪問活動を行っていただいておりますので、そういったところでも積極的に災害、特殊詐欺の被害防止のためのチラシの配布等行っているというところでございます。
--	---

	以上で、第４期の地域福祉計画の進行管理表の説明とさせていただきます。 それでは、ご審議の程、よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。第４期地域福祉計画の進行管理ということで、現時点でどんなことが、どこまでできているかを、まだ到達できていないことがこうであるということについて、分野ごとに記されている詳細な資料を基にご説明いただきました。今のご説明に付随して皆様からご質問・ご意見等をいただければと思います。いかかでしょうか。
委員	１２ページの「３ 支援体制の充実」の「②DV・虐待防止の取組みの充実」について、令和５年度の計画内に、ヤングケアラーについての記載がある。高齢者の方でも令和６年度の介護報酬改定でケアマネージャーについても、ヤングケアラーに対して取組みを進めることとなっている。こども家庭相談課において取り組むヤングケアラーの支援について教えていただきたい。
事務局	ヤングケアラーの支援に係る取組み内容については、詳細なことは正確に把握できていないため、後日、整理してお示しさせていただきます。【別紙「委員からのご質問とご質問に対する回答」のとおり】
会長	ありがとうございます。その他、ご質問等はございませんか。今の質問に関連のあること、別の観点からのご質問でも構いません。
委員	２４ページ、「１ 緊急時・災害時の支援体制の充実」の「①災害時要援護者支援制度の推進」について、自治会に提供している要援護者の登録数は、令和２年度から増えていっているのか。自治会がない地域の要援護者はどのような位置づけになっているのか。
会長	今の内容に対して、事務局からご説明をお願いします。
事務局	詳細については、後日、整理しお示しさせていただきます。【別紙委員からのご質問とご質問に対する回答」のとおり】
会長	その他に、ご質問のある方はいらっしゃいますか。
委員	知っていただければとのことで、２点申し上げたいことがある。１つは権利擁護

	の問題についてです。13 ページに記載の成年後見制度について、周知や活用について、更に進めていくとのご説明があったが、国連から勧告を日本国は受けている。成年後見制度の場合、本人の意思確認が欠けているとのことについて、人権侵害であると指摘を受けており、国では、成年後見制度の内容の見直しについて検討されている状況です。また、併せて、社会福祉協議会が実施をしている日常生活自立支援事業は、ご本人の意思を確認して、支援に繋げていくという制度である。この2つの制度が、ご自身で判断ができなくなってきた方について、支援する制度としてある。日本の場合は、日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行させる法整備を当初に行っていたが、国連から勧告を受けたことを踏まえて、2つの制度全体の見直しを進められており、国の動向を注視している。本人にとって、これがいまいちという、パターンリズムと言われるものがあり、本人の意思に沿ったものになっているかどうかを、十分に検証されなければならない。認知症の方や障害をお持ちの方等については、意思確認が難しいということが一方はあるものの、制度としてどういうものが本来的に進めていかなくてもならない制度なのかを検討されてきている。 もう1点は、孤独・孤立の問題について、社会福祉協議会が市から委託を受けて取り組んでいるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業がある。現在、CSWについては、1名の常勤職員を除いて、非常勤となっている。“寄り添う”という言葉、最近の言葉で言い換えれば“伴奏型支援”という。かなり時間がかかり、丁寧な取組が求められ、時には、対象者とその対象者のご家庭と、支援をする側との人間関係が必要となり、スパンの長い支援が必要となってくる。これを非常勤職員に任しておくということは、職員側も不安定な関係で業務に取り組んでいくこととなり、難しい状況となっている。場当たり的に制度に繋がれば済むということだけではなくて、家庭全体を含めて抱えておられる課題が深刻な状況もあるので、息の長い支援を続けるためには、常勤職員体制が望ましいと考えるためご検討いただきたい。
会長	ありがとうございます。成年後見制度もスタートしてから20年が経つので大きな見直しの時期にある。コミュニティソーシャルワーカーの今後の一層の充実に向けた常勤化の検討についてです。事務局からご説明はありますでしょうか。
事務局	成年後見制度と日常生活自立支援事業の制度について、毎月定例的にしている市と社会福祉協議会の会議の議題として、取り上げ、情報共有を図っていきたいと思います。 コミュニティソーシャルワーカーについては、令和5年度から委託事業として取

	り組んでおり、令和 5 年度時点では、常勤 1 名、非常勤 2 名の 3 名で対応いただいていた。令和 6 年度からは非常勤を 1 名増員し、事業を実施している状況であります。伴奏型支援については、地域福祉の取組みとして大切になると考えておりますので、事業の進捗をみながら、規模が拡大していくことがあれば、常勤化について、社会福祉協議会とも協議しながら、検討していきたいと思います。
会長	ありがとうございます。他のご意見等は如何でしょうか。 それでは、各団体の担い手不足が深刻化している状況である。もしよろしければ、民生委員について、お話をいただきたい。
委員	民生委員の人数が不足しているというのは、過去から続いている。来年にある一斉改選では、団塊の世代の方々がやめてしまうことを見込んでおり、欠員が多くなることが予想される。民生委員は、“忙しい”というイメージが一般の方々にはあり、民生委員の確保のため、お願いにいくけれども、お断りされる。地域のつながり等を通じて、民生委員の担い手確保に努めている。地域の関わりが希薄になっていることも危惧している。
会長	ありがとうございます。担い手の方がいない状況をお話いただきました。 他の委員の方もご発言されていない方でお話しがある方はおられますでしょうか。
委員	摂津市が地元という方が少ない感覚がある。民生委員等は、街に育てられたからという“恩返し”の想い”が一つの発信にあると思っているが、摂津市が地元ではないため育てられてない状況にある。若年層の世代の方々は”社会に返していく“という感覚が乏しい気がする。私の地元は、自治会の方々との交流が多い地区であり、月に 1 回のセーフティパトロールで自治会の方と帰ることや、わくわく広場（放課後こども教室）があるため、高齢者とのつながりがある。自治会等の仕事（役）は負担になるという意見もあるが、助きたい（支援したい）という気持ちを、芽生えさせることが必要。高齢者の方に優しくしてもらった、助けてもらった等の機会を、小中高生の子どもたちに対してイベント等を通して経験してもらい、そして、イベント等を経験した子どもたちが助けていけないといけないという気持ちを、小さい頃から植え付けていくことが大切である。民生委員も社会のためだという、根底を広めていくことが行政の仕事であると思う。広報や SNS 等で周知しているところではあるが、現場を見に行っていない。例えば、明和池公園で行っているイベントは若い世代の方々が多く来られているので、こういったイベントを活用し、子ども

	と高齢者とが遊ぶ催しを作る等に取り組むとともに、民生委員であることを紹介しながら PR を行う。若い世代の方々が来られる場に市も入り、一緒に考えていくことに取り組んでいただきたい。
会長	ありがとうございます。地元に着用を持っていただくことは大事であると思ひます。私も大学生と接して思ふことは、今の若い方は地元が大好きで、地元に着用を持っておられる方が一定数おられる。仕事を経て、外に出ていくことも若い方にはある。市内に住んでいるうちに、着用を持っていただける取組みをとというのが貴重な意見であったと思ひます。 その他の方で、ご意見がある方はおられますでしょうか。
委員	保護司においても、民生委員と同じ状況にある。今年は、事件もあつて、法務省において、持続可能な保護司制度の確立ということで、再犯防止推進計画の検討・試行に取り組んでいる。今まで 66 歳までの人をお願いしていたが、現在検討段階であるが 66 歳以上になつても保護司になつてもらつてもいい、年齢は問わないということになっている。定年は 76 歳までとしていたが、78 歳までとなっている。報酬制はなく、ボランティアとして行つており、任期は 2 年更新ではなく、3 年更新に変わつてゐる。自薦・他薦はあるものの、社会的人望がある方でないとい保護司活動は難しいということもあり、人手不足ではあるが、クリアできるよう、思考凝らしている。保護司をやれる方を見つかれば、話し合いをもつて保護司を決めている。現在、市内の保護司は 32 名で組織しており、今後、数名の方が、保護司なつてもらえる状況にある。SNS の発展により、それに関わる事件が増えている状況にあり、対応が難しいこともあるが、何とか対応している。
会長	ありがとうございます。保護司においてもボランティアな活動で、公共性の高い部分を担っていただいています。 その他にも、ご意見・ご質問をいただきたいところですが、時間の都合上、このあたりで、次の議題へ移りたいと思ひます。 それでは、その他について、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	2. その他 それでは、その他の案件といたしまして次期地域福祉計画について、ご報告させていただきます。 先程、令和 5 年度の捗状況についてご報告させていただきました第 4 期地域福祉計画ですが、来年度に最終年度を迎えるのに伴い、次期計画の策定作業を行う予

	定でございます。 令和 7 年度の 1 年間をかけまして、第 4 期計画の振返り（最終評価）を実施の上、市民アンケート及び地域懇談会により地域住民の皆様のご意見を集約の上、計画を作成していく予定でございます。 地域福祉計画推進協議会につきましても、令和 7 年度は 5 回程度開催させていただき、委員の皆様におかれましては、計画の内容等についてご意見等いただきますようお願いいたします。 また、今年度より（移行）準備事業を実施しております重層支援体制整備事業についてですが、令和 8 年度からの本格実施に向け、現在、体制の構築を進めているところでございます。 本格実施に伴い、こちらも実施計画を策定する必要があり、次期地域福祉計画に包含する予定としております。 スケジュール等については、年明けに開催を予定しております、令和 6 年度第 2 回の地域福祉計画推進協議会にてご報告させていただきます。 簡単ではございますが、以上で次期計画及び重層支援体制整備事業に係る説明とさせていただきます。
会長	ありがとうございます。先ほどの事務局からのその他の案件について、ご意見やご質問はありませんでしょうか。 ご質問がないようですので、本日の議事はこれで終了ですということにさせていただきます。委員の皆様のご協力によりまして、スムーズに議事進行できたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございます。それでは、事務局に司会のほうをお返しいたします。
事務局	皆様方におかれましては、長時間にわたりご審議いただきまことにありがとうございますございました。これもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございます。 （終了）